

令和6年度

## 学童クラブ Ohana 氷川町教室 入室申請要領

エルシーワークス株式会社 学童クラブ Ohana 氷川町教室

電話：048-280-6508

メール：info@ohana-afterschool.com

学童保育室とは・・・

保護者の就労等により、放課後や長期休暇時に、家庭で保育が困難な児童を預かり、集団生活や遊びを通して、児童の健全な育成を図り、保護者の子育て支援を行う場所です。

### 1. 入室資格

新曽小学校、新曽北小学校、笹目東小学校及び市内在住で市外の小学校（特別支援学校を除く）に通学する1年生から6年生までの帰宅後保育を必要とする児童で、下記のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者が日中に1日5時間以上（実労働時間）かつ終業時間は午後3時以降、勤務日数については月16日以上就労している場合
- (2) 母親が、出産前6週間から出産後1年間の期間にある場合
- (3) 保護者が、疾病又は負傷のため自宅で療養している又は長期にわたり入院若しくは通院している場合
- (4) 保護者が、精神又は身体に障害を有している場合
- (5) 保護者が、長期にわたり介護を必要とする同居の親族の介護をしている場合
- (6) 保護者が、日中に居宅外で就学している場合

※保護者には、両親及び親族のほか、親族以外で児童と同居している者を含みます。

保護者の中に60歳未満の方がいて、保育できる場合は入室を認められません。

※午後8時までに保護者のお迎えが必要です。その場合、20歳未満の方のお迎えは不可とさせていただきます。

※定員を超える申請があった場合は、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の事情等を考慮し、選考をします（抽選や先着順ではありません）。

## 2. 開室時間

当該児童の放課後（通常授業時は、放課後～午後8時まで）

（土曜日、各季休みの期間、学校行事の振替休日等は、午後8時～午後8時まで）

## 3. 閉室日

◎ 日曜日

◎ 祝日

◎ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

#### 4. 申請に必要な書類

下記Ⅰ＋Ⅱの該当する書類を提出してください。

##### Ⅰ 共通提出書類

- ① 入室申請書（児童1人につき1枚）
- ② 入室・帰宅経路図（きょうだいで学童保育室を利用する場合は各家庭で1枚）
- ③ 入室時健康調べ（児童1人につき1枚）
- ④ 令和6年度お迎えに関する届出書（きょうだいで学童保育室を利用する場合は各家庭で1枚）

##### Ⅱ 入室資格に応じて必要な提出書類（下表の①から⑥の該当するもの）

保護者全員分の該当する入室資格に必要な書類を提出してください。

入室資格	必要な提出書類	注意事項
① 就労	<b>【固定勤務の場合】</b> ●就労証明書	両親以外の60歳未満の同居している方が就労している場合は、その方の就労証明書も提出が必要です。
	<b>【育児休業を取得中の場合】</b> ●就労証明書 ●母子健康手帳のコピー	「就労証明書」の「現在の就労状況」に休業の期間等を記入してください。 また、母子健康手帳は、産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
	<b>【シフト制またはフレックスタイム等、勤務日によって就労時間が異なる場合】</b> ●就労証明書 ●シフト表または勤務表等	就労証明書とともに、勤務日及び勤務時間が分かるシフト表または勤務表等を、就労証明書に記載した直近3ヵ月分提出してください。
② 出産	●母子健康手帳のコピー ●理由書	母子健康手帳は、産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を、産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
③ 疾病	●診断書のコピー ●理由書	診断書のコピーは、期限のある場合は記載されたものを提出してください。
④ 障害	●診断書・障害者手帳等のコピー ●理由書	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください。
⑤ 介護	●診断書・障害者手帳等のコピー ●理由書	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください。
⑥ 就学	●在学証明書 ●理由書 ●カリキュラム・時間割等	「カリキュラム・時間割等」は、就学している日数・時間がわかる資料を提出してください。

※入室要件を確認する為に「追加書類」をご提出していただく場合もございます。

## 5. 申請書類提出先・提出方法

申請書類は郵送での受付となります。

〒332-0015

埼玉県川口市川口 6 - 3 - 14 - 3F

株式会社ミラツツ内

学童クラブ Ohana 氷川町教室 受付担当宛

## 6. 保育料

保育料につきましては、当社指定の銀行口座へのお振込みとさせていただきます。

1 ヶ月分を集計し、毎月 5 日までに請求書を発行させていただきますので、当月末日までに指定口座にお振込みをお願いします。

※保育料は月額となっており、日割りはできません。月の途中で入退室された場合や 1 ヶ月入室がなかった場合も、1 ヶ月分の保育料をいただきますので、ご了承ください。

## 7. 入室・お迎えの際の注意事項

保育時間は、午後 8 時までです。必ず閉室時間の午後 8 時までに速やかに迎えに来てください。また原則として徒歩または自転車でお迎えに来るようお願い致します。

※近隣の迷惑となるため、路上駐車はご遠慮ください。

※お休みする場合は、連絡帳や電話にて必ず事前に学童保育室へ連絡をしてください。

※児童またはその保護者が規律を守れない場合は、退室していただく事があります。

## 8. 申請内容に変更があった場合

就労先や勤務条件が変更になった場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。

例) ・転居する場合

- ・家族構成が変わる場合（婚姻・離婚・出産・同居・別居等）
- ・就労状況が変わる場合（退職・転職・勤務地の変更・産休の開始・育休からの復職等）

※その他の申請内容に変更が生じた場合も速やかに変更届を提出してください。

## 9. 退室について

退室する場合は、退室する 1 ヶ月前までに退室届を提出してください。引越等により市外に転居するする場合も同様、必ず退室届を提出してください。退室届が提出されない場合は、保育料が発生しますので、予めご了承ください。

#### 10. 感染症り患時・学級閉鎖発生時の対応について

感染症等により患中の児童は入室ができません。なお、感染症等により患中の児童のきょうだい及び同居の家族が患中の児童の入室もできるだけ避けていただくようお願いいたします。

感染症等により学校が学級又は学年閉鎖を決定した段階で、該当する学級・学年の児童は入室ができません。この場合、感染拡大を防ぐため学級又は学年閉鎖した学童のきょうだいの入室はできるだけ避けていただくようお願いいたします。

#### 11. 新型コロナウイルス感染症の留意事項について

土曜日等1日保育時には、入室前に各家庭において児童本人の体温を計測し、連絡帳に記載してください。

発熱や呼吸器症状等が認められる場合には入室ができません。

※平日等の小学校登校時に体調不良となった場合には、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは入室ができません。

万が一入室中に発熱や体調不良等の症状が見受けられた場合は、お迎えの連絡をしますので、いつでも学童保育室からの連絡が受けられる体制を整え、早急に対応をお願いいたします。

次の場合は、速やかに学童保育室に報告をしてください。

- ・児童及び児童の家族が新型コロナウイルスに罹患した場合
- ・児童及び児童の家族が新型コロナウイルスの濃厚接触者となった場合
- ・児童及び児童の家族の所属集団（塾・習い事・学校・職場等）で新型コロナウイルスのり患者が発生した場合
- ・入室時は、児童にマスクの着用をお願い致します。（学童保育室では児童用のマスクは用意できません）

#### 12. その他

自然災害や感染症等により学校が臨時休校する場合、当学童教室は原則として休室となります。

入室児童の送迎は中学生以上とさせていただきます。

### 13. 学童費用について

#### ① 保育料

- ・児童1人につき月額で、保育料7,800円と児童サポート費2,000円、補食代2,000円の合計11,800円となります。

#### ② 納付方法

- ・当社指定の銀行口座へお振込みにてお支払いしていただきます。  
学童の入室が決定後に「支払い指定口座」をご案内させていただきますので、指定の期日までに金融機関にてお支払いをお願いします。

#### ③ 延長保育

延長保育につきましては、下記をご確認ください。

**【対象児童】** 学童クラブ Ohana 氷川町教室に入室されている児童が対象となります。

**【利用できる方】** 下記の(1)から(2)すべてに該当する方がご利用できます。

- (1) 延長保育が必要な児童であること。
- (2) 延長保育終了までに保護者または保護者に準ずる方(祖父母等)が児童を学童に迎えに来られること。

#### ④ 延長保育料金

19:00～20:00・・・10分200円

7:30～ 8:00・・・10分200円

※上記は児童1人あたりの料金となります。

## 非常災害時の対応について

### <基本的な対応>

1. 児童の安全を最優先した行動をとるものとする。
2. 児童全員の引き渡しを終了するまで閉室しないこととする。
3. 小学校との連携を図ることとする。
4. 児童・保護者の方に安心してもらえるように連絡に努める。

※非常災害時において、保護者のお迎えが困難となり、保護者以外の第三者がお迎えに来る場合には、申請時に全員に提出していただく書類「お迎えに関する届出書」に記載されている方以外には、引き渡しはいたしませんので、予めご了承ください。

※現場での対応が一段落したところで、保護者の方へ安否確認の連絡をいたします。当学童からも連絡に努めますが、保護者の方からも当学童への連絡に努めていただきますようお願い致します。

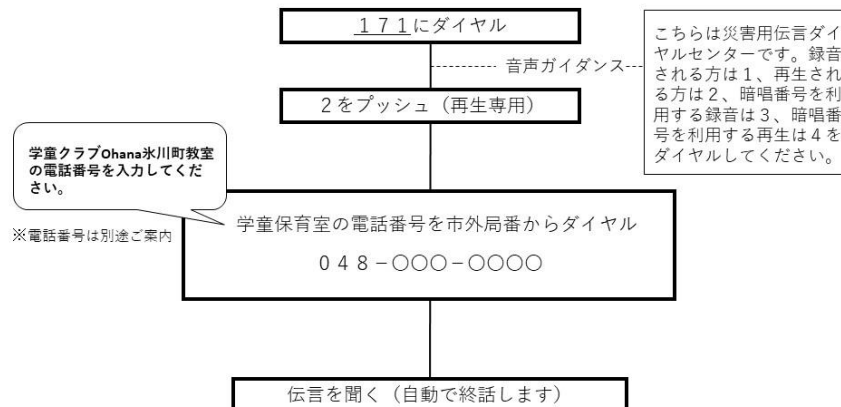
### <その他>

災害時における必要な情報（安否確認）については、市役所ホームページのトップページを閲覧し、確認してください。

非常災害時には通信が困難になることも考えられますので、そのような場合には、災害用伝言ダイヤル【171】を利用ください。

### 災害用伝言ダイヤル【171】の再生方法

利用可能な電話：一般電話・公衆電話・携帯電話・スマートフォン・PHS



※伝言蓄積数に制約がある為、利用の際には録音はせず、再生のみとしてください。